

長岡市の防災体制（概要版）

長岡市危機管理防災本部
TEL 0258-39-2262

もしも今、災害が発生したら、あなたや家族は大丈夫ですか？
あなたが住んでいる地域には、どんな災害リスクがありますか？

災害の発生直後は、市や消防などが活動できるまで一定の時間を要します。いざというときに真っ先に駆けつけて助け合うことができるは、地域のみなさんです。日頃から町内会や自主防災会の活動に積極的に参加してコミュニケーションをとり、ハザードマップなどで地域の災害リスクについて話し合いましょう。

詳しくはこちら

ながおか防災ホームページ 検索



行政

- ・市民の安全の確保
- ・人命救助
- ・市有施設の安全確保
- ・災害関連情報の収集、発信

情報発信

地域

- ・「自らの命は自らが守る」避難行動
- ・地域に精通した住民同士の助け合い
- ・地域の経験則に基づく危険の発見等

通報

災害時の避難行動～自分の命は自分で守る～

災害時には、自ら積極的に情報収集しながら、市からの避難情報を待たずに、自らの判断で早めの避難行動をとることが大切です。また、お年寄りなど、ひとりで避難行動をとることが困難な方に一声かけるなど、助け合いも大切です。身体の状況、お住まいの場所、自宅の構造等により、それぞれ状況は異なります。自分の状況に適した取るべき行動と安全な場所を確認し、災害に備えましょう。

地震

状況	緊急地震速報の発表 ～地震の発生	余震に備える	安全確保・避難
とするべき行動	<ul style="list-style-type: none"> ・頭を守り、大きな家具から離れ、丈夫なテーブルや机の下などに身を隠す。 ・火元の近くにいる場合は、火を消す。 ・ドアや窓を開けておくなど、逃げ道を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスの元栓を閉める。電気のブレーカーを落とす。 ・火の始末をする。火災が発生したら初期消火する。 	<p>建物の倒壊の恐れがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な知人や親戚宅、指定避難所等へ避難する。 ・食料、身の回り品など非常持ち出し品を持参する。 ・移動時、土砂崩れやブロック塀の倒壊等に注意する。 ・避難が困難な方がいたら、可能な範囲で支援する。 <p>建物の倒壊の恐れがない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物内での安全確保を継続する。 =「わが家が避難場所」

大雨

状況	警戒レベル2以下 気象注意報・警報等の発表 信濃川早期警戒情報の発表 (信濃川増水時に市が発出)	危険度大			災害発生
		警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保	
とするべき行動	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報の収集など災害への心構えを高め、避難等の準備をする。 ・市の「信濃川早期警戒情報」が発表された場合、信濃川氾濫時の浸水想定区域にいる人は、市が浸水区域外に開設する指定緊急避難場所へ避難する。 ・避難が困難な方がいたら、可能な範囲で支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかるお年寄りの方などは、危険な場所から安全な場所へ避難する。 ・その他の人は、避難の準備をする。また、避難が困難な方がいたら、可能な範囲で支援する。 			

津波

状況	安全確保・避難
とするべき行動	<p>津波注意報</p> <ul style="list-style-type: none">海岸や海の中にいる人は、直ちに海岸から離れる。海岸や河口付近に近づかない。
	<p>津波警報、大津波警報 = 市からの避難指示</p> <ul style="list-style-type: none">沿岸部や河口付近にいる方は、直ちに近くの高台へ避難する。海岸や河口付近に近づかない。

備蓄品・非常持ち出し品の準備 ～必要な品は自ら準備～

- 避難時に必要となる物はできる限り各自で備蓄するよう努め、避難先に持参しましょう。
- 災害時に必要となる物は、個人の状況によって異なります。日頃から自分や家族に必要なものをしっかり考えましょう。
- 各家庭で、家族の3日分(可能であれば1週間分)の飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう努めましょう。

災害時の情報収集 ~自ら判断するための情報を集める~

災害時には、市や各機関が様々な手段で情報を発信します。自ら積極的に情報収集し、早めの避難判断・避難行動につなげることが大切です。危険を感じたときは、市からの避難情報を待たずに避難してください。

主な情報伝達手段はこちらから →



緊急避難場所と避難所のちがい

緊急避難場所 ⇔ 生存避難

【目的】命の危機からの立退き避難
【根拠法令】災害対策基本法第49条の4
【目安となる図記号】



同一施設が生存避難完了後に移行

【対象の災害】
地震を除く、洪水、豪雨、崖崩れ、土石流、
地すべり、豪雪、津波、暴風、竜巻ほか

長岡市内(支所地域含む) 283か所

避難所 ⇔ 生活避難

【目的】身体の健康を維持する避難
【根拠法令】災害対策基本法第49条の7
【目安となる図記号】



【対象の災害】
地震を含む全ての災害

長岡市内(支所地域含む) 234か所

長岡市の緊急避難場所・避難所の一覧は
こちらから ↓



避難所の位置・
開設・混雑状況
(VACAN)は
こちらから ↓



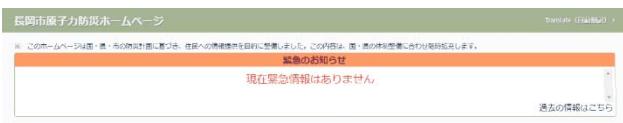
原子力安全対策 (概要版)

長岡市原子力安全対策室
TEL 0258-39-2305

いざという時のための情報入手の手段を確認しておきましょう

▼長岡市原子力防災ホームページ

原子力防災情報や災害時の緊急情報を確認できます
地域ごとの地図に施設や避難経路などを表示しています



●万が一のときによるべき行動を紹介!
原子力防災普及啓発動画をリニューアル

- ・みんなの安全と安心を守るために
- ・原子力安全対策の取り組み・原子力防災クイズなど

被ばく対策には、建物の中にとどまる「屋内退避」が有効なんだ。動画を活用した市政出前講座も実施しているから、地域防災力の向上にぜひ活用してね。



▲こちら



スマートフォンからも見ることができます ▶

